

度の仕組みは作るが、その運用費用等に関しては一銭も出さない。後は医療側でやってくださいとのことであった。

今まで各医療機関では予期せぬ死亡例があっても、遺族への説明を納得が得られるように死因究明のため、種々の検査、画像診断、数は少ないが病理解剖をして原因を究明し、遺族の納得を得ていたはずである。今回は院内に事故調査委員会を立ち上げ、当事者を含め外部の専門委員を入れて公正に原因を究明することになったが、画像診断、病理解剖を含め、その費用と時間をかけた労力はかなりのものになる。

死因究明の費用として、日本医師会では100床未満の病院、有床・無床診療所の費用はこれまでの医賠責保険から、100床以上の病院に関しては、そのベッド数に応じて、民間保険会社との保険料契約で補填されることになったが、これはすべて医療機関の持ち出しである。

現状では医師法第21条の届け出義務や刑事訴訟、民事訴訟からの免責がされるわけではなく、届け出義務を要する医療関連死も範囲が限定されてきて、余り困らない内容になってきている。

これらのことを考えると現状の医療事故調査制度は当初考えていたものとは別物で、無くともよいのではなかろうか。今後も続けるのであれば、純粋に事故原因を追究するため個人の懲罰を無くするよう

な制度に改正しなくてはならない。

ある弁護士が私に言った言葉は「今回の医療事故調査制度は医療側にとって何のメリットも無い」。心に残っている。

おわりに

医療事故調査制度が平成27年10月1日に施行されてから、センターへの報告例はある程度予想されていた状況である。道内では昨年10月から1月末まで8例の報告がなされている。

この調査制度がスタートする時に少し拙速すぎた感が否めないのと、厚労省は法務省、警察、被害者や家族、医療側の三方の顔を立てるような制度にしたため、純粋に医療事故を調査できる制度になり切っていない。医師法第21条をはじめ、関連する刑法、民法は法務省との調整もまったくできていないと考えられ、医療関連死であっても医療側の免責はまったく担保されていない。

このままでは医療側の負担ばかりが増えて、そのための時間、労力、費用は計りしれないものがある。今までの制度に一つ余分な制度ができた状態である。

今後、平成28年6月にこの制度の見直しが行われることになっているが、より良い制度になることを期待している。

お知らせ

平成27年度生涯教育申告書提出期限の変更について

◇学術部◇

日本医師会生涯教育制度の申告の時期がまいました。

北海道医師会では、例年のとおり、特別な申し出がない限り、当会からお送りした受講記録にもとづいて申告をとりまとめる「一括申告方式」をいたします。

従って、既にお手元に届いている日医雑誌同封の「平成27年度生涯教育申告書」に記載され

ている提出期限を、当会独自に下記のとおり変更いたします。

申告手順に関しましては、5月に改めてお知らせいたします。

記

変更前 変更後
4月28日(木) → 5月31日(火)